

524
301

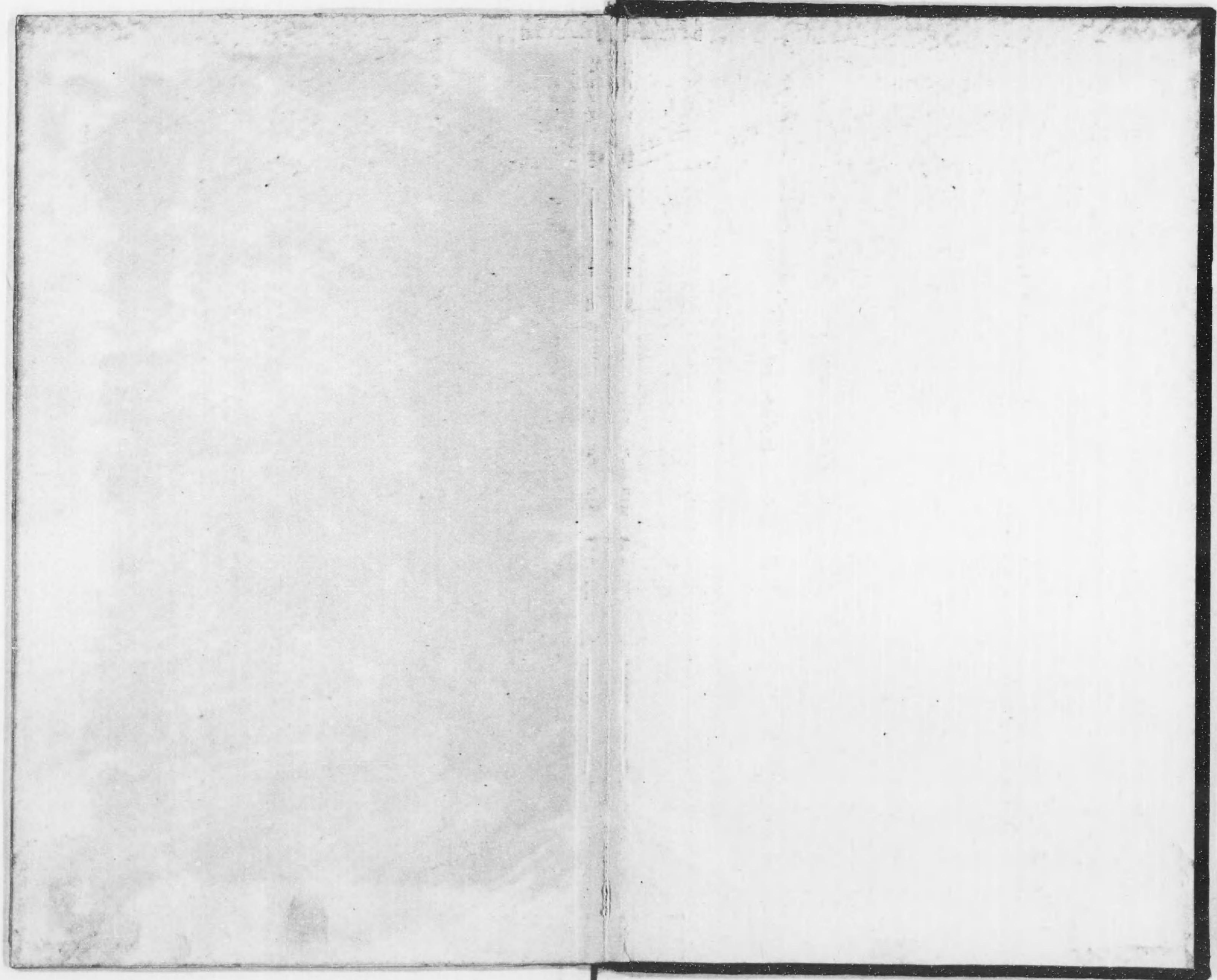
輸出金融保險の提唱

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



524



輸出金融保險の提唱

社団法人 横濱輸出協會



目次

一、序 …… 一

二、輸出金融保険の必要
如何にして実施するか …… 三

 (イ) 保険す可き輸出金融 …… 五

 (ロ) その保険事項 …… 五

 (A) 爲替相場變動 (B) 注文取消 (C) 相手方破産

 (ハ) その保険料率 …… 五

 (A) 商品の種類 (B) 取引國の別 (C) 取引の新舊別 (D) 輸出商の信用程度

三、經營の主體 …… 一三

 第一 政府に於て經營する事 …… 一三

 第二 財團的の組織を以て經營の基礎とする事 …… 一三

 第三 民間會社を興し一定年間補助金を交附する事 …… 一七

五、結 論 …… 一七

今寄贈本

大正
15. 8. 27
寄贈



輸出金融保險の提唱

本協會主事 齋藤 眞述

一、序

今年こそはと期待した我が外國貿易も、上半期の成績はあまり香しくなかつた。而て望まるゝ下半期の結果も、大した希望は懸け得られないかも知れぬ。斯くして今年も亦巨額な輸入超過を見る事となれば、我國の國民經濟は一體どうなるであらうか。少しく思を茲に趨すもの誰か此の現況に晏如たるを得られようか。

輸出貿易振興の聲は可なり喧しく唱へられて居る。そして種々な方策が發表され、又實施されても居る。然るにそれ等の努力を裏切つて、やはり巨額な輸入超過が現れる。之は一體どういふわけか。

その原因は一二にして盡される筈はない。問題が極めて大きい丈け、そこには種々な原因が錯綜して居るであらう。乍併茲に一つ大きな、最も根本的な——或は現実的な——問題が残されて居る事が、云ふ可くして行はれない輸出貿易振興上に、大きな支障となつて居るのではなからうか。即ち輸出金融の問題が常に輸出貿易の促進上に、大きな障壁となつて居るのではないか。

尤も此の問題は決して閑却されて居るわけではない。可なり各方面で而も極めて熱心に、研究もし又方策も實施された。我横濱輸出協會の輸出貿易振興調査會に於ても、第一に問題となり、而て第一に研究し、對策を講じたのは、此の輸出金融問題であつた。

乍併何と云つても先立つものは金である。而て問題は金から發して居る。そこに研究の困難があり、解決の遅れる理由があつて、未だに此の障壁を除去する事が出来ないのである。そは何故であらうか。

二、輸出金融保險の必要

つら／＼惟るに、輸出金融の問題は、資金そのものから見れば銀行の問題である。從來の對輸出資金策がいづれも銀行に對して、或は經營方針の改善を要望し、或は政府に向つて貿易資金の増額を懇請したのは一面尤な次第である。乍併輸出金融は他の金融、就中國内金融とは多少趣を異にし、幾分か危険の程度は高い。輸出資金には單なる金融と云ふ事以外に保險の分子も含まれて居る。然るに今日の銀行組織から云へば、そうした部分は到底近づき得ない事になつて居る。即ち之を銀行に向てのみ求めようとする事は、その根本に於て、既に距離のある事なのである。之はもつと根本的に考慮し、根源を改革しなければ、いつ迄銀行に要請しても、如何程政府が此の方面の資金を殖やしても、充分なる解決は見得ないであらう。而てその根源を改革する事、たとへば銀行の組織を更めさせんとするが如きは、今日の企業組織に鑑みて容易な事ではな

い。然ればそは他日の事に譲り、茲には他の方法で、之れが充分なる解決を試み、我國輸出貿易の振興に資する方法を講じ度いと思ふ。

然らば、その他の方法とは何か。輸出金融保険の實施即ちそれである。輸出爲替に對し、一定の金融保険を附し、その保險爲替に對しては銀行が進んで有利な金融を行ふとする。斯くて輸出金融の危険は相互扶助の原則に依り、貿易業者が平常幾分の損失を分擔する事に依つて、不慮の損失から受くる苦痛を免れ、又銀行自らは、損失を免るゝ事に依つて金融を充分にし得る結果、之が資金の圓滑を得、斯くて輸出貿易に於ける資金不圓滑てふ一大障壁を除去し、輸出貿易の振興を圖る事が出来るのである。菲學淺才を不顧茲に輸出金融保險論を草し、先輩諸賢の御教を乞はんとする所以である。

然り而て輸出金融保險は頗る困難な問題である。最も組織的な獨逸人さへ、對露金融保險を實施し得ずして、對露輸出信用保證制度を起し、保險業務に最も經驗を有する英國人が輸出資金保證法を設けて、輸出金

融保險を實施し得ざるが如き、いづれも之が困難を物語るものである。

此の意味から云へば、我國に於て輸出金融保險を提唱するのは或は聊か無暴かも知れぬ。乍併懸ては實現せらる可き問題であり、従て一日早ければ、それだけ多くの利益が收め得られるものと信するが故に、多少の困難は冒しても之が實現を期せねばならぬ。

三、如何にして實施するか

然らば如何にして輸出金融保險を實施するか。夫には先づ輸出金融を少しく解剖するの必要がある。

(イ) 保險す可き輸出金融

抑も一口に輸出金融とは云ふものゝ、そこには自ら二様の金融がある。

一、廣義の輸出金融

二、狭義の輸出金融

第一の廣義の輸出金融とは、輸出貿易に投せられる金融一切を指すも

ので、例之輸出産業の資金迄も包含する。之に對し爲替資金の如き、直接輸出貿易に融通せられる資金、所謂貿易資金を稱して狹義の輸出資金とするのである。而て茲に云ふ輸出金融保險の命題となるのは、後者である。

六

何となれば、廣義の輸出資金はあまりに廣漠であつて、保險業務の目的とする事が困難であると共に、その中には他の金融範圍に於て相當便宜を得て居るのみならず、狹義の輸出金融の圓滑を得る事に依つて、間接に利する事となるからである。

之を英國の輸出資金保證法に見るも、亦直接輸出に當る商人の蒙る損失危険を保證するにあつて、工業家の金融には觸れて居ない。即ち輸出金融の圓滑を圖り輸出貿易の促進に資せんとする意味の金融保險制度としては、保險の目的を輸出爲替に置き、従つて輸出業者を被保險者とす

(口) その保險事項

茲に於て乎、輸出金融保險の目的は、輸出業者の輸出品に對する爲替手形に置き、その保險事項は大要左記三項に依る可きものである。

- (A) 爲替相場變動
- (B) 注文取消
- (C) 對手方破産

(A) 爲替相場變動

爲替相場の變動が如何に國際貿易上の支障となるかは、今更茲に述ぶる迄もなく、現在の我が外國貿易上に於て顯著な事柄である。即ち組んだばかりの爲替が、圓價の暴落で或は巨利を博し、或は思掛けない損失を蒙ると云ふが如き、本業以外の結果を招來する場合があるので、多くの貿易商は、爲替の取組即ち賣の場合は必ず反對の買持ちをし爲替上の損益を平均するのである。斯て貿易商は自己の本業以外に常に爲替關係を考慮せねばならず、之が金融業者又爲替差損の警戒に餘分の力を費さねばならぬ。而てその間には爲替の賣買を投機的に専門にす

七

八
る一種の仲買も生じ、此投機賣買の力が昂じて、普通經濟原則として認めらるゝ以外の變動を生ずる事があり、貿易業者をして益々惑はしめると云ふ様な結果を生むのである。輸出保険が出来たからとて爲替の投機が已むものではないが、貿易業者を斯かる煩鎖な關係から解放する事は貿易の促進上甚だ有効な事であらねばならぬ。而て爲替相場の變動は時に豫測し難い場合もないとは云へぬが、大勢はその國の經濟力に發し、その最も卑近なるものはその時々々の貿易統計、政情及農産物の豊凶等に依て定る。之等はその方法だによりしきを得れば、その大勢は豫測し得可く、従つてその間の事情を條件とし約款として、一定の料率を以てすれば之が保険は不可能とは云へぬ。

(B) 注文取消

注文取消にはその因自ら二様ある。一は特殊な事情發生の爲め従前の注文値段では賣捌が出来なくなつた場合の如き、他は注文主の都合に依つて一時注文を取消すが如きである。後者に依る損失は明白に輸入業者

の責任に歸す可く、之が爲めに取引上の支障を來すが如き場合は少い。反之前者は賣買雙方とも不用意の中に起る事で雙方共に責任は薄く損失歸屬を定め得ない場合が多い。例之昨年英國が絹關稅を制定した場合に於けるが如き、四月廿八日藏相が下院に同案を上提する前迄は誰もそれを知らなかつた。従つてそれ以前に發して居た注文で、七月一日(即同法實施)以後に輸入せらるゝ商品はそのままでは到底賣買が出来ぬ。そこで英國からは頻々と注文取消があつた。こうした場合は一種の不可抗力とも云へる。此の損失を輸出業者のみが負擔せねばならぬと云ふ事は貿易促進上見逃し得ない事である。さりとして之を相手方に求めても却々おいそれと承諾するものではなく、又強ひて分擔を求むれば折角の華客を失ふ事にもなる。斯かる場合に保險制度は最も有效な働きを有つものである。以上に對し、如何なる條件に依つて、又如何なる點迄保險すべきかは如斯危險率の統計と共に又頗る困難な問題ではあるが、之も不可能ではない。

(C) 對手方破産

取引對手方の破産は常に起る問題ではない。尤も常習的な破産者、たとへば詐欺の様なものもないではないが、そんなのは少し注意すれば、その被害は未然に防止出来る筈である。そうした當初から不正を目的とする對手でなく、何か特殊な事情から不本意にも破産の憂目を見る様な場合に就いては、相當保険の途を講じ得られる。各種の信用調査、取引の経験等に依り以上の黑白は判然す可く、それ等は約款に定めて、保険の責任を明にすればよい。此の問題は平常に於てはそう大して問題にはならぬが、財界に變動のある場合は、頗る重要なものとなるであらう。

(ハ) その保険料率

以上保険事項に對し、如何なる料率を以て保険す可きかは、之亦頗る重要問題である。それに就いても亦私は茲に大要四項を擧げてその骨子とし度い。

(A) 商品の種類

(B) 取引國の別

(C) 取引の新舊別

(D) 輸出商の信用程度

(A) 商品の種類

保険す可き商品の種類に依つて保険料の區別を設けるは誠に已むを得ない事である。等しく輸出商品の中にも、市價の變動の著しいものと、然らざるものとがあり、一般向のものど特別なものとがある。夫等に對して危険の程度は自ら相違すれば、各その程度に應じて料率を制定す可きである。恰度銀行が商品に擔保額を定めるように。

(B) 取引國の別

取引の對手國如何に依ても危険の程度に差がある。從て取引國の別に依つて料率を異にするのは當然で、英國がその輸出資金保證法中に露國を除外したのは政治的意味もあらうが、此の意味も加味したものであらう。

(C) 取引の新舊別

如何に調査しても、又如何に注意を拂つても初めての相手方には危険が多い。従つて之が保険料も多少高額なのは已むを得ない。それが二回以上の取引であれば相手方の態度も判り、更に多年の取引相手であれば一切が判るわけであるから料率は遙に低くてよい。従つて多少の例外はあるが、大體に於て古い取引料率を遞減してよいわけである。

(D) 輸出商の信用程度

以上諸項の斟酌に依つて、保険者側は大體の危険率は測定出来るわけだから、輸出業者如何は大した問題でないとも云へる。而かも尙茲に本項を加へた所以は、云はゞ以上に依る危険負擔率を輸出業者の信用に依つて軽減せんが爲めである。と同時に以上の中輸出業者の責任を重要視する場合——例之相手方の信用調査の完否の如きに對して、その責任を負ふ可く一定料率は輸出業者の負擔としてよいからである。

四、經營の主體

以上述べたるが如くにして、輸出金融保険の組織方法は實現せらる可きが、未だ此の種の經驗に乏しく、就中保険の基調となる可き諸統計が殆んど出來て居ないのだから、唯單に理論一點張りでは實行は頗る困難である。各國共輸出金融保険の如き組織の必要を痛感し、又之が實現の機運に向ひつゝも尙之が實施を見る事の出來ないのは、以上の重要なる二點に支障されるものであらう。

即ち經驗に乏しい事と、その組織の基調たる可き諸統計に缺くる所のある事は、此の經營を頗る困難ならしめ、従つて動もすれば重大なる損失を生ずる事となるのである。而て營利事業に於ける重大なる損失が到底許される筈のものでない事は、今更云ふ迄もなく、此の點から推して、今直に之を純然たる私營事業に求むる事は殆んど不可能の事である。更に尙本保險が愈實施されるとなれば、その範圍は自ら全國的となり、そ

の資金は甚だ巨額を要する事となるが、之も亦此の種新企業に純然たる私營の出現を望み難い點である。然らば之を如何なる組織を以て行ふ可きか、私は之に就いて次の三點を考慮するのである。

第一 政府に於て經營する事

政府の事業として之を經營し、料率は民間事業の場合に於けると同程度のものとし、平常の場合は大體收支償ひ得る様計畫し、特殊の事變に遭遇した場合は、國庫に於てその缺損を負擔する事とする。斯すれば先づ資金に於て頓挫する様な惧はなく、又私營組織に於ての暗礁たる特殊事變の損失を突破し、その主眼たる輸出貿易振興に盡すと共に、徐々に經驗を得て、總ては之を民間事業とする事が出来るのである。貿易は國民全體の休戚に關する國民經濟上の最も重要問題である。その爲めに一時たとへ相當額の費用を支出する事があつても、夫を以て政治の偏重とは云へない。今や世界各国舉つて貿易改善、輸出貿易の振興に努力し、英國の如きさへ保護政策を強調し、或は關稅を設け、或は輸出獎勵法を

設け、今又二億圓の巨費を投じて、輸出資金保證法を實施するに至つて居る。此の間に處して我國の如き國際經濟戰上幾多の自然的短所を有する國に於て、此種の施設に國費を投ずる事は決して不當ではない筈である。而かも之が永久施設たるの必要はない。過渡期の施設として、即ち經驗と統計的基礎とを得て民間事業となし得るに至る迄の中間事業であるに於て、政府は進んで之が經營に當る可きである。

第二 財團的の組織を以て經營の基礎とする事

たとへば英國が七月十二日から實施した輸出資金保證制度に於ける二億圓の如き、一定の基金を政府に於て提供し、それを資金の基礎とし、その運用、収益をその財團に基づく法人組織に於てなさしめることとする。勿論以上の資金は元々基金として提供されたものであるから、私營組織に於ける株式に相當し、前項に述べた政府直營の場合に於ても亦之に相當する資本金は用意せられなければならぬ。唯前者と異なる所は、前者は政府自らが企業主體であるに對し之は政府は經營そのものには直接

關係せぬ事である。乍併此の組織に於ても亦損失補填の方法は前者と同様政府に於て考慮せられねばならぬ。

第三 民間會社を起し、一定年間補助金を交附する事

以上兩者が過渡的組織であるに對し、即ち民營事業とする迄の經驗時代に於ける施設であるに對し、之は當初から民間で經營せしめその損失の幾分かを政府がある期間中補助すると云ふのである。斯かる計畫は今日迄屢々見來つた事で、現に行はれつゝあるものゝ中でも航路補助の如きは可なり巨額なものである。之も決して不可能ではなく、又不當な事ではない。

以上の内第三項に依れば、民間事業家が直接貴重なる經驗を得る點に於て、頗る有利の點はあるが、その經驗時代に於ける困難と、資金の蒐集難とは、現存保險がその創業時代に嘗めた以上のものがあり、その點は前二者に比す可くもない。唯政府の補助金だに多額を得ればそれも堪へ得られない事はないが、補助金の多額は、種々の弊害を生じ、殊に補

助金が利益配當金となる様な事があつては、貴重なる國費を徒費するの結果となり、折角の理想的企業の發達を阻害する事となる。

茲に於て乎。輸出金融保險の主體は先づ政府の直營に俟つか、さなくば政府の提供する基金を以て財團を組織し、各損失補助を得て經驗を積み、然る後有力なる民間企業を起し、それに委ねて益々發達せしめ、我輸出貿易の促進に貢獻せしむ可きであらう。

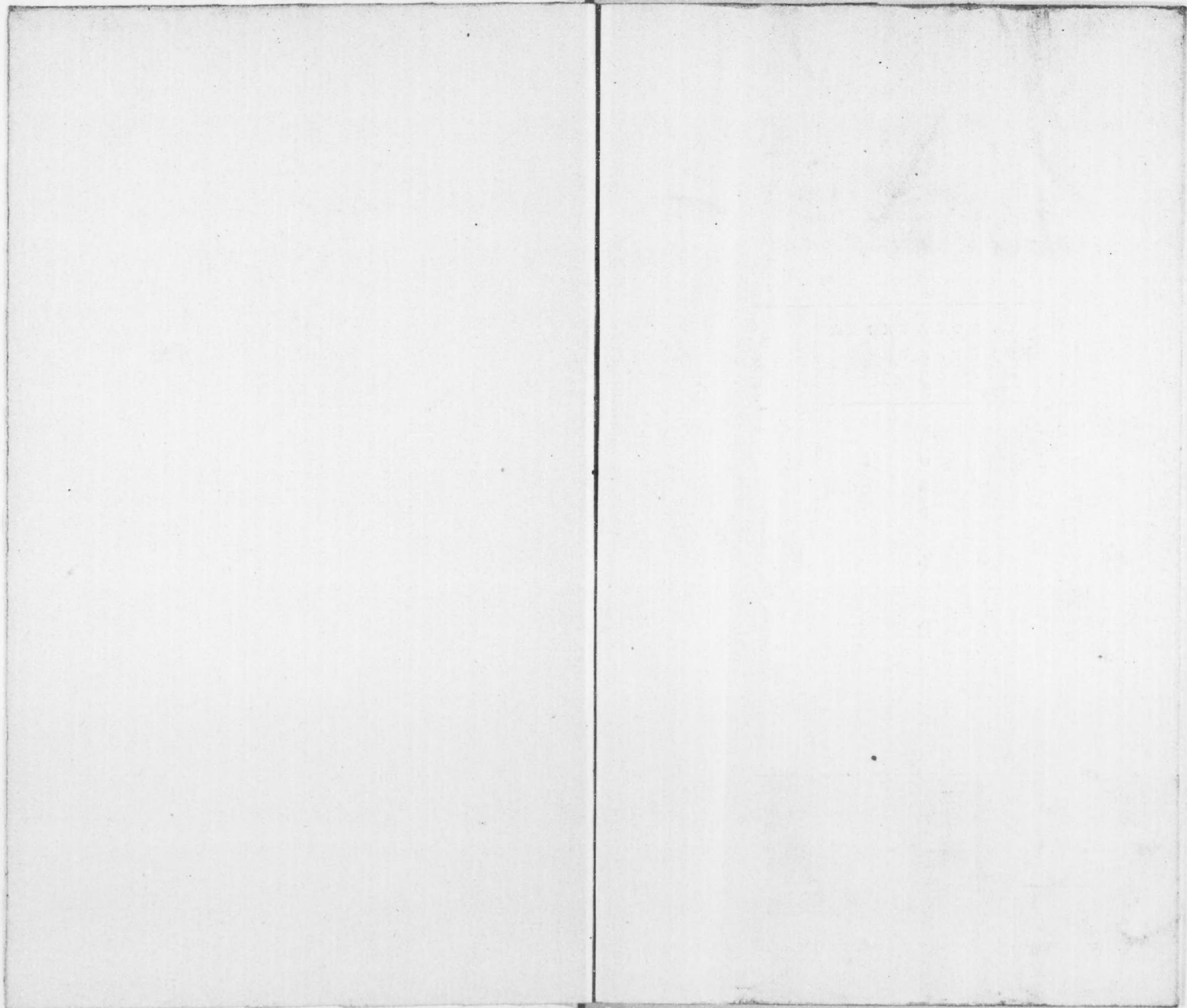
五、結 論

冒頭にも述ぶるが如く、輸出貿易振興の方策は種々ある。而てその何れのみを以て足れりとは云へない。而かも實際の取引上に於て資金難の爲め商機を逸し、取引を失ふ場合が尠くない。その意味に於て金融問題は根本問題であり、資金の圓滑を計るは、輸出促進の根源に觸るゝものと云はねばならぬ。而てこれを解決す可く、現在の銀行企業はあまりに縁遠い觀がある。その相距る點を輸出金融保險に依つて埋め、彼此相補

ふて、叙上の難問を解決しようと思ふのである。
 以上提唱する所は粗笨極りなく研究又甚だ浅いもので到底とつて直に
 企業計畫の資料とし經營の骨筋とするに足るものとは信じないが、唯本
 提唱に依つて輸出金融保險の必要と、その組織に就いて、世の視聽を動
 かし得れば幸である。その意味に於て本提唱に御高批御教示を賜り度い
 と思ふのである。(完)

社團法人横濱輸出協會發行

大正十五年八月十四日印刷 大正十五年八月十六日發行 (非賣品)	
編輯兼 發行者 齋藤 眞	横濱市北方町四七八番地
印刷者 小池 潔	横濱市壽町三丁目一四八番地
印刷所 マンノ一社印刷所 電話長者町四三三〇番	



524
301

終